

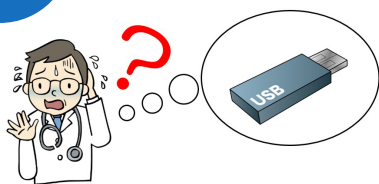
個人データの漏えい等 報告について



このような場合、報告対象となります！

1

要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等（又はそのおそれ）



例 1.

病院における患者の診療情報や調剤情報を含む個人データを記録したUSBメモリーを紛失した場合

例 2.

従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合

2

不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある
個人データの漏えい等（又はそのおそれ）



例 1.

ECサイトからクレジットカード番号を含む個人データが漏えいした場合

例 2.

送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合

3

不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等
（又はそのおそれ）



例 1.

不正アクセスにより個人データが漏えいした場合

例 2.

ランサムウェア等により個人データが暗号化され、復元できなくなった場合

例 3.

個人データが記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合

例 4.

事業者が顧客の個人データを不正に持ち出して第三者に提供した場合

4

個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等（又はそのおそれ）



例 1.

システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合

例 2.

自社の会員（1,000人超）にメールマガジンの配信を行う際、本来メールアドレスをBCC欄に入力して送信すべきところをCC欄に入力して一括送信した場合

報告の期限

まずは **速報(新規)**

発覚日から、3～5日以内

発覚したら、まずは速やかに報告してください。

次に **確報(続報)**

発覚日から、30日以内

不正な目的で行われたおそれがある(表面③)の場合は、

発覚日から、60日以内

確報にて、以下の項目を報告する必要があります。

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 1. 概要 | 5. 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 |
| 2. 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目 | 6. 本人への対応の実施状況 |
| 3. 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数 | 7. 公表の実施状況 |
| 4. 原因 | 8. 再発防止のための措置 |
| | 9. その他参考となる事項 |

漏えい等報告はHPで受け付けています

漏えい等報告 個人情報委

検索

お役立ち資料

自己点検チェックリスト
などお役立ちツール集



個人情報保護法
ヒヤリハット事例集



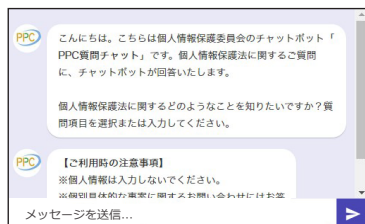
漏えい時の対応について
研修用動画



個人情報保護法に関する疑問・質問はこちら

PPC質問チャット

個人情報保護法に関する
質問に回答する24時間
チャットボットサービス



<https://2020chat.ppc.go.jp/>

個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度
についての一般的な質問や、個人情報の取扱い
に関する苦情の申出についてのあっせんを
行う、相談ダイヤル

03-6457-9849

受付時間 9:30～17:30 (土日祝日及び年末年始を除く)

個人情報保護委員会公式Twitter

個人情報保護法などに関する最新情報や
活動内容をお知らせしています。



@PPC_JPN